

2—2 騒音の現況

(1) 環境基準等

環境基本法第16条の規定に基づく騒音に係る環境基準は表2-2-1に、大阪市における地域の類型の指定状況は表2-2-2及び図2-2-1に示すとおりである。

表 2-2-1 騒音に係る環境基準

(騒音に係る環境基準について 平成10年9月30日 環境庁告示第64号
最終改正 平成24年3月30日 環境省告示第54号)
(等価騒音レベル)

地域の類型	基準値	
	昼間（午前6時～午後10時まで）	夜間（午後10時～翌日の午前6時まで）
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注)AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域

A:専ら住居の用に供される地域

B:主として住居の用に供される地域

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に上げるとおりとする。

(等価騒音レベル)

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に上げるとおりである。

(等価騒音レベル)

基準値	
昼間（午前6時～午後10時まで）	夜間（午後10時～翌日の午前6時まで）
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

(注)1.「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

① 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。）

② ①に掲げる道路を除くほか、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に掲げる自動車専用道路

2.「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル

② 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル

表 2-2-2 騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定

(騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域の指定 平成 11 年 3 月 19 日 大阪府公告第 29 号)

地域の類型	該当地域
AA	大阪市内該当なし
A	第一種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第二種低層住居専用地域（大阪市内該当なし）、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域（AA に該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く。）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(注) 騒音に係る環境基準の類型ごとに当てはめる地域は、「環境基準に係る水域及び地域の指定の事務に関する政令」の規定により、都道府県知事が指定することとされている。

騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場騒音に係る規制基準は表 2-2-3 に、規制地域の区域の区分は図 2-2-1 に、また、騒音規制法に基づく自動車騒音の限度は表 2-2-4 に、区域の区分は表 2-2-5 及び図 2-2-1 に示すとおりである。

表 2-2-3 工場・事業場騒音に係る規制基準

(大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 平成 6 年 10 月 26 日 大阪府規則第 81 号
騒音規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準 昭和 61 年 4 月 1 日 大阪市告示第 247 号)
(単位：デシベル)

区域の区分	用途地域	朝 (午前6時 ～午前8時)	昼間 (午前8時 ～午後6時)	夕 (午後6時 ～午後9時)	夜間 (午後9時 ～翌日午前6時)
第2種区域	第一種・第二種中高層住居専用地域、 第一種・第二種住居地域、準住居地域	50	55	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60	65	60	55
第4種区域	工業地域、工業専用地域の一部 (知事が告示した地域)	65	70	65	60

- (注) 1. 第4種区域のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第2種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。
2. 工業専用地域の一部とは府生活環境保全条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。
3. 用途地域の指定のない地域は第2種区域。

表 2-2-4 自動車騒音の限度

(騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号
最終改正 平成 12 年 12 月 15 日 総理府令第 150 号)
(等価騒音レベル)

区域の区分	基 準 値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する空間に係る限度は、次表のとおりとする。

(等価騒音レベル)

基 準 値	
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
75デシベル以下	70デシベル以下

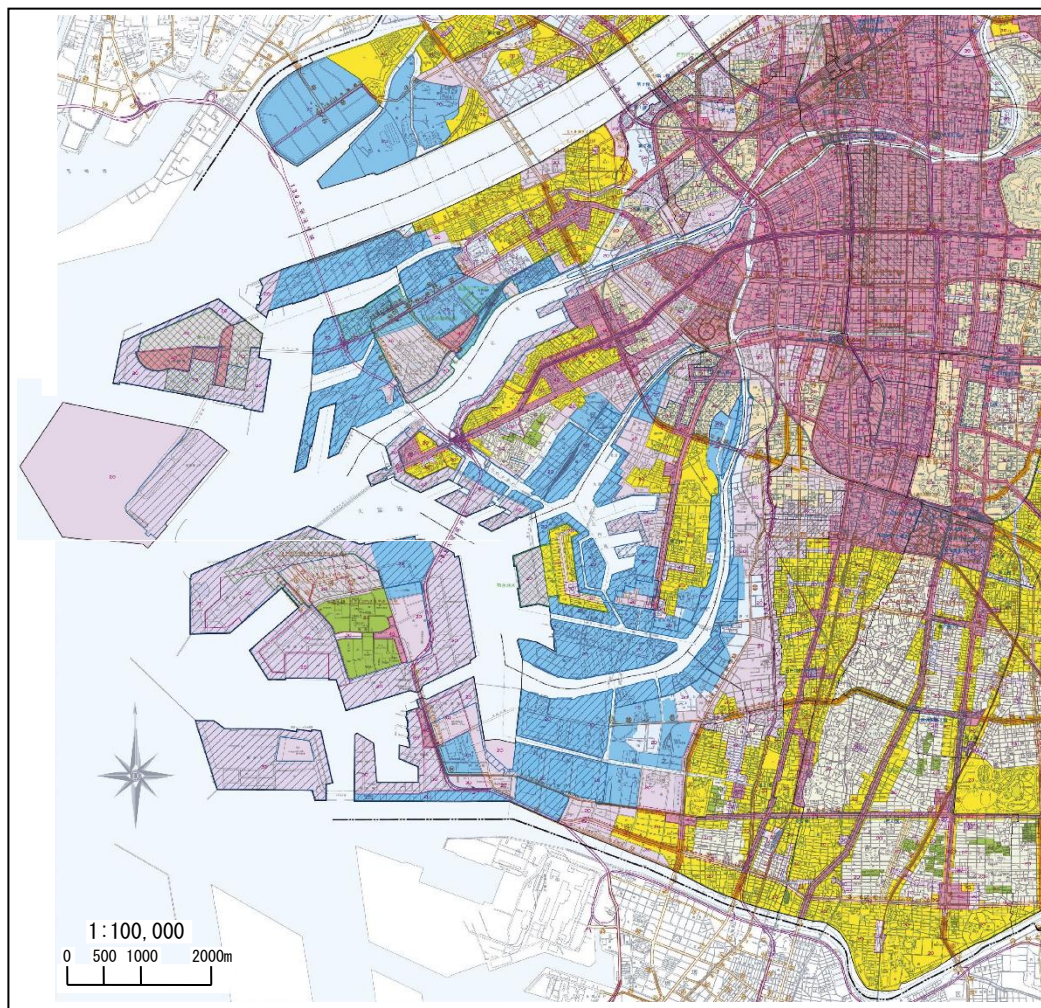
- (注) 1. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)並びに道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に掲げる自動車専用道路をいう。
2. 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の範囲をいう。
- ① 2車線以下の車線を有する道路の敷地の境界線から 15メートルの範囲
 - ② 2車線を超える車線を有する道路の敷地の境界線から 20メートルの範囲

表 2-2-5 自動車騒音の限度の区域の区分

(騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令
別表備考に基づく区域 平成 12 年 3 月 24 日 大阪市告示第 277 号)

区域の区分	該当地域
a	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(注) 自動車騒音の限度の区域の区分は、「騒音規制法」及び「騒音規制法施行令」の規定により、都道府県知事又は指定都市(政令指定都市、中核市等)の長等が指定することとされている。



用途地域	騒音			振動	
	環境基準の 地域類型	工場・事業場騒音の 規制地域の区域区分	自動車騒音の 限度の区域区分	工場・事業場振動の 規制地域の区域区分	道路交通振動の 限度の区域区分
第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	A 類型	第2種区域	a 区域	第1種区域	第1種区域
第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	B 類型		b 区域		
近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	C 類型	第3種区域	c 区域	第2種区域（Ⅰ）	第2種区域
工業専用地域	—	第4種区域	—	第2種区域（Ⅱ）＊	

出典：大阪市都市計画局「<http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000005129.html>」

図 2-2-1 騒音に係る環境基準の地域類型、工場・事業場騒音及び工場・事業場振動に係る規制地域の区域区分、自動車騒音及び道路交通振動の限度の区域区分の指定状況

(2) 騒音発生施設の状況

騒音規制法に基づく特定施設及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出施設を有する工場・事業場数は、表 2-2-6 に示すとおりである。

表 2-2-6 騒音規制法に基づく特定施設及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出施設を有する工場・事業場数

(平成28年3月末)

事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	事項 区名	騒音規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北	588	529	東淀川	177	220
都 島	153	220	東 成	310	336
福 島	178	310	生 野	340	330
此 花	130	220	旭	89	328
中 央	854	825	城 東	325	287
西	342	337	鶴 見	197	166
港	109	213	阿倍野	122	253
大 正	62	245	住之江	135	363
天王寺	219	245	住 吉	50	126
浪 速	212	294	東住吉	131	128
西淀川	341	362	平 野	394	301
淀 川	435	417	西 成	215	247

(合計) 特定工場・事業場数(法) : 6,108

届出工場・事業場数(条例) : 7,302

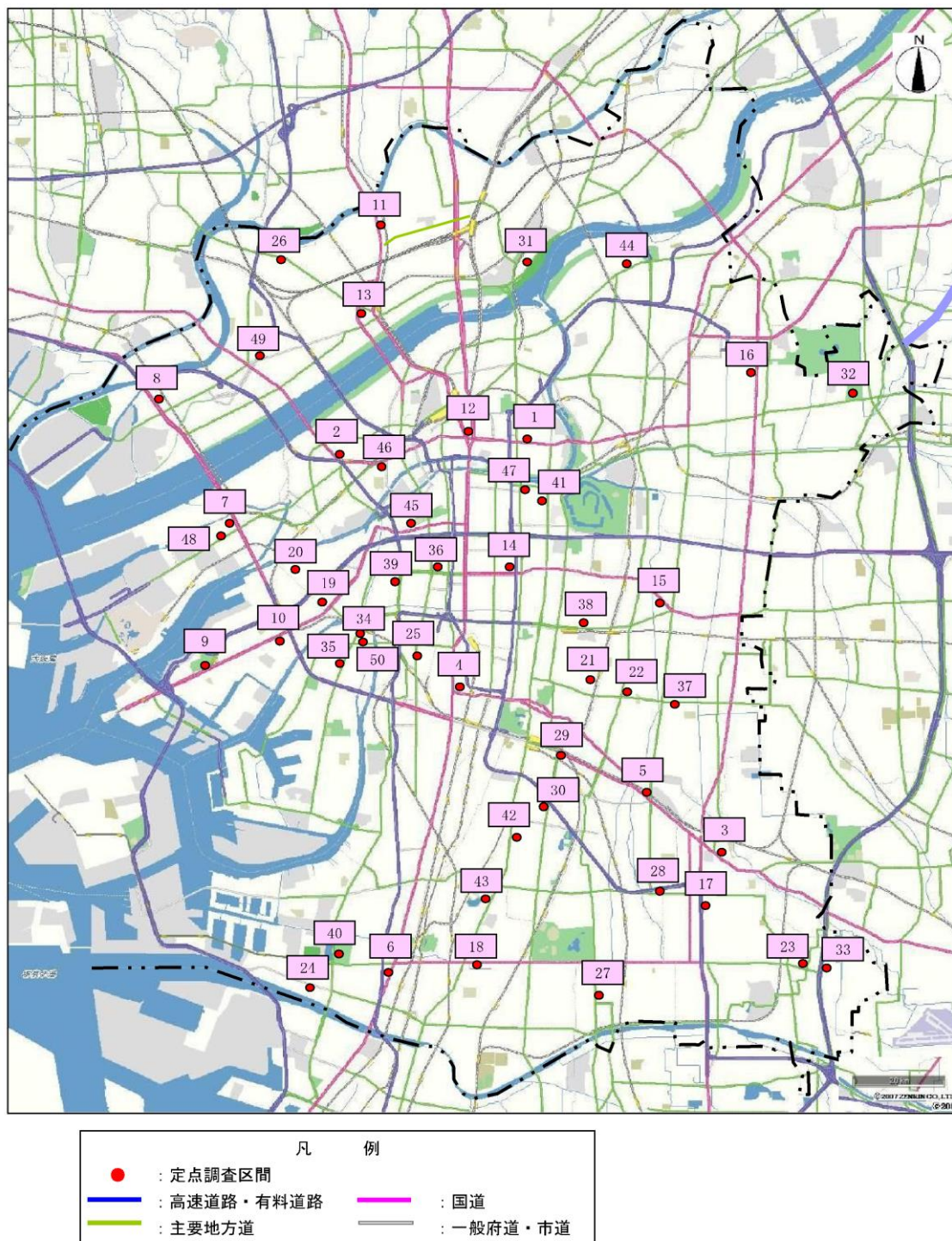
出典：「大阪市環境白書 平成 28 年度版」(大阪市、平成 28 年 11 月)

(3) 騒音の現況

1) 既存資料調査

①道路交通騒音の状況

大阪市では、市内主要幹線道路沿道において道路交通騒音の測定を行っており、平成 27 年度は図 2-2-2 に示す 50 地点で測定を実施している。



出典：大阪市 HP「http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000009/9731/h27_4toukei_1sho.pdf」

図 2-2-2 道路交通騒音測定地点図

各測定地点における道路交通騒音の測定結果は表 2-2-7 に示すとおりであり、各測定地点での騒音レベルは、昼間 61～73 デシベル、夜間 54～69 デシベルの範囲にあった。

自動車騒音の全評価対象戸数に対する環境基準の達成状況は表 2-2-8 に示すとおりであり、昼夜とも環境基準に適合したのは 95. 2%であった。

表 2-2-7 (1) 道路交通騒音の測定結果

地点 番号	対象道路	測定結果			
		測定地点住所	用途 地域	測定値(Leq)	
				昼間 (デシ ベル)	夜間 (デシ ベル)
1	国道1号	北区東天満2-10-7	商業地域	71	68
2	国道2号	福島区海老江5-3-6	商業地域	72	69
3	国道25号	平野区平野宮町1-9-29	商業地域	69	66
4	国道25号	浪速区敷津東3-8-8	商業地域	70	66
5	国道25号	東住吉区杭全1-16-27	準工業地域	67	65
6	国道26号	住之江区浜口西3-9-5	商業地域	67	65
7-1	国道43号	此花区春日出北1-19-16(高層部)	準住居地域	70	66
7-2	国道43号	此花区春日出北1-19-16(地上部)	準住居地域	65	59
8	国道43号	西淀川区出来島2-2-24	準住居地域	68	62
9	国道172号	港区田中3-1-40	商業地域	65	60
10	国道172号	港区市岡1-5-33	商業地域	68	64
11	国道176号	淀川区新高3-2-6	準工業地域	71	67
12	国道176号	北区曾根崎2-6-6	商業地域	68	66
13-1	国道176号	淀川区十三本町1-21-11(高層部)	商業地域	63	60
13-2	国道176号	淀川区十三本町1-21-11(地上部)	商業地域	61	59
14	国道308号	中央区南船場1-3-11	商業地域	64	60
15	国道308号	東成区大今里西2-8-4	商業地域	65	61
16	国道479号	城東区古市1-20-26	準住居地域	69	65
17	国道479号	平野区流町2-1-24	準住居地域	69	65
18	国道479号	住吉区南住吉2-18-21	商業地域	68	66

出典：大阪市 HP「http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000009/9731/h27_4toukei_1sho.pdf」

表 2-2-7 (2) 道路交通騒音の測定結果

地点 番号	対象道路	測定結果			
		測定地点住所	用途 地域	測定値(Leq)	
				昼間 (デシ ベル)	夜間 (デシ ベル)
19	九条高津第2号線	西区境川1-4-26	商業地域	66	60
20	九条高津第2号線	西区境川2-5-45	準工業地域	63	54
21	恵美須城東線	天王寺区烏ヶ辻2-6-4	商業地域	67	61
22	四天王寺巽線	生野区勝山北3-13-30	商業地域	70	66
23	住吉八尾線	平野区長吉出戸5-3-58	商業地域	68	63
24	住之江区第8905号線	住之江区新北島4-2-3	準住居地域	68	64
25	大阪伊丹線	浪速区塩草1-4-31	第2種住居地域	65	60
26	大阪伊丹線	淀川区加島1-54-41	第1種住居地域	70	66
27	大阪狭山線	東住吉区矢田3-4-27	準住居地域	65	60
28	大阪港八尾線	東住吉区中野4-3-24	準工業地域	71	67
29	大阪高石線	阿倍野区天王寺町南1-3-10	商業地域	70	67
30	大阪高石線	阿倍野区阪南町1-26-30	商業地域	69	67
31	大阪高槻京都線	東淀川区柴島2-8-36	第1種住居地域	66	61
32	大阪生駒線	鶴見区浜1-1-37	第1種住居地域	67	63
33	大阪中央環状線	平野区長吉出戸8-3-3	近隣商業地域	70	66
34	大阪八尾線	大正区三軒家東1-19-13	商業地域	71	66
35	大阪八尾線	大正区三軒家東5-5-16	商業地域	65	61
36	大阪八尾線	西区新町1-28-3	商業地域	66	64
37	大阪八尾線	生野区巽西1-1-3	近隣商業地域	67	62
38	大阪枚岡奈良線	天王寺区小橋町3-13	商業地域	70	66
39	大阪臨海線	西区北堀江4-2-9	商業地域	64	60
40	大阪臨海線	住之江区南加賀屋1-1-77	第1種住居地域	71	68

出典：大阪市 HP「http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000009/9731/h27_4toukei_1sho.pdf」

表 2-2-7 (3) 道路交通騒音の測定結果

地点 番号	対象道路	測定結果			
		測定地点住所	用途 地域	測定値(Leq)	
				昼間 (デシ ベル)	夜間 (デシ ベル)
41	大阪和泉南線	中央区谷町1-4-5	商業地域	69	66
42	大阪和泉南線	阿倍野区王子町3-2-16	商業地域	69	65
43	大阪和泉南線	住吉区万代3-11-6	商業地域	73	69
44	中津太子橋線	旭区赤川4-1-30	近隣商業地域	67	63
45	中之島桜川線	西区靱本町2-1-14	商業地域	70	65
46	中之島桜川線	福島区福島4-5-6	商業地域	68	64
47	天神橋天王寺線	中央区北浜東3-9	商業地域	67	65
48	福島桜島線	此花区春日出北2-1-9	商業地域	70	68
49	淀川北岸線	西淀川区野里3-5-22	準住居地域	68	65
50	浪速鶴町線	大正区三軒家東1-13-10	商業地域	68	64

(注) 1. 騒音についての環境基準(幹線道路に近接する空間)は、昼間(6時～22時)70デシベル、夜間(22時～翌朝6時)65デシベルである。

2. 地点番号7・13については、同測定地点において、高層部と地上部にて騒音を測定した。

出典：大阪市 HP「http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000009/9731/h27_4toukei_1sho.pdf」

表 2-2-8 自動車騒音の全評価対象戸数に対する環境基準の達成状況

(平成26年度)

昼夜とも 基準値以下	昼のみ 基準値以下	夜のみ 基準値以下	昼夜とも 基準値超過
95.2	2.6	0.1	2.1

全評価対象戸数: 約45万戸

(単位パーセント)

出典：「大阪市環境白書 平成28年度版」(大阪市、平成28年11月)

②苦情の状況

大阪市における道路交通騒音に関する苦情件数の推移は表 2-2-9 に示すとおりであり、平成 27 年度の苦情件数は、道路交通騒音についての苦情が 5 件、道路交通騒音・振動についての苦情はなかった。

表 2-2-9 道路交通騒音に関する苦情件数の推移

(単位:件)

種別 \ 年度	平成23	24	25	26	27
道路交通騒音	12	12	3	7	5
道路交通騒音・振動	2	2	2	1	0

出典：大阪市 HP「http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000009/9731/h27_4toukei_1sho.pdf」

2) 現地調査

①調査概要

大阪港周辺地域における道路交通騒音の現況を把握するため、現地調査を行った。

現地調査の概要は表 2-2-10 に、調査地点は図 2-2-3 に示すとおりである。

表 2-2-10 道路交通騒音の現地調査の概要

調査項目	道路交通騒音レベル、交通量
調査地点	5 地点 (St. 1～5)
調査時期	平日：平成 28 年 3 月 2 日 (水) 12：00～平成 28 年 3 月 3 日 (木) 12：00 休日：平成 28 年 3 月 5 日 (土) 12：00～平成 28 年 3 月 6 日 (日) 12：00
調査方法	JIS Z 8731 に定められた方法による



調査地点	所在地	車線数	路線名
St.1	此花区北港緑地 1 丁目	4	臨港道路港区・南港・北港連絡線
St.2	此花区春日出中 3 丁目	6	市道福島桜島線
St.3	港区築港 2 丁目	5	国道 172 号線
St.4	此花区西島 2 丁目	4	市道正蓮寺川北岸線
St.5	住之江区南港中 6 丁目	8	臨港道路環状西線

図 2-2-3 道路交通騒音の現地調査地点

①調査結果

道路交通騒音の現地調査結果は表 2-2-11 に示すとおりであり、各調査地点における騒音レベルの時間区分別の平均値は、昼間 60～69 デシベル、夜間 59～65 デシベルの範囲にあった。環境基準への適合状況については、平日の St.1～4 の昼間、夜間ともに環境基準に適合し、St5 の昼間、夜間ともに環境基準に不適合であった。休日の St.1～4 の昼間、夜間と St.5 の昼間は環境基準に適合し、St5 の夜間は環境基準に不適合であった。

表 2-2-11 道路交通騒音の現地調査結果

【平日】

調査地点	用途地域	車線数	地域類型 注1)	区域区分 注2)	時間区分 注3)	騒音レベル (L_{Aeq}) (デシベル)	日交通量 (台/日)	基準環境値 (デシベル)	環境基準 適否 注4)	要請 限度値 (デシベル)	要請 限度 適否 注4)
St.1	準工業地域	4	C	c	昼間	64	15,472	65	○	75	○
					夜間	59		60	○	70	○
St.2	工業地域	6	C	c	昼間	68	24,302	70	○	75	○
					夜間	65		65	○	70	○
St.3	商業地域	5	C	c	昼間	66	16,150	70	○	75	○
					夜間	62		65	○	70	○
St.4	第1種 住居地域	4	B	b	昼間	69	12,983	70	○	75	○
					夜間	63		65	○	70	○
St.5	準工業地域	8	C	c	昼間	69	16,049	65	×	75	○
					夜間	65		60	×	70	○

【休日】

調査地点	用途地域	車線数	地域類型 注1)	区域区分 注2)	時間区分 注3)	騒音レベル (L_{Aeq}) (デシベル)	日交通量 (台/日)	基準環境値 (デシベル)	環境基準 適否 注4)	要請 限度値 (デシベル)	要請 限度 適否 注4)
St.1	準工業地域	4	C	c	昼間	60	8,660	65	○	75	○
					夜間	60		60	○	70	○
St.2	工業地域	6	C	c	昼間	67	20,091	70	○	75	○
					夜間	65		65	○	70	○
St.3	商業地域	5	C	c	昼間	64	10,359	70	○	75	○
					夜間	62		65	○	70	○
St.4	第1種 住居地域	4	B	b	昼間	66	8,974	70	○	75	○
					夜間	61		65	○	70	○
St.5	準工業地域	8	C	c	昼間	65	9,785	65	○	75	○
					夜間	62		60	×	70	○

(注) 1. 「地域類型」は環境基準の地域の類型を示す。

2. 「地域区分」は要請限度の区域の区分を示す。

3. 昼間：6 時～22 時 夜間：22 時～6 時

4. 「○」は測定結果が環境基準値及び要請限度以下であったことを、「×」は測定結果が環境基準値及び要請限度値を超過したことを示す。

2—3 振動の現況

(1) 規制基準

振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく工場・事業場振動に係る規制基準は表 2-3-1 に、振動規制法に基づく道路交通振動の限度は表 2-3-2 に示すとおりである。

なお、工場・事業場振動に係る規制地域の区域の区分及び道路交通振動の限度に係る区域の区分は、図 2-2-1 に示したとおりである。

表 2-3-1 工場・事業場振動に係る規制基準

(大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則 平成 6 年 10 月 26 日 大阪府規則第 81 号
振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準 昭和 61 年 4 月 1 日 大阪市告示第 251 号)
(単位：デシベル)

区域の区分	用途地域	昼間 (午後6時～ 午後9時)	夜間 (午後9時～ 翌日午前6時)
第1種区域	第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域	60	55
第2種区域 (Ⅰ)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65	60
第2種区域 (Ⅱ)	工業地域、工業専用地域の一部(知事が告示した地域)	70	65

- (注) 1. 第2種区域(Ⅱ)のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第1種区域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。
2. 工業専用地域の一部とは府生活環境保全条例施行規則第53条第2号の規定に基づき府知事が告示した地域。
3. 用途地域の指定のない地域は第1種区域。

表 2-3-2 道路交通振動の限度

(振動規制法施行規則 昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号
振動規制法施行規則別表第 2 備考 1 及び 2 に基づく区域及び時間
昭和 61 年 4 月 1 日 大阪市告示第 253 号)
(80%レンジの上端値)

区域の区分	用途地域	昼間 (午後6時～ 午後9時)	夜間 (午後9時～ 翌日午前6時)
第一種区域	第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70デシベル	65デシベル

- (注) 道路交通振動の限度の区域及び時間の区分は、「振動規制法」及び「振動規制法施行令」の規定により、都道府県知事又は指定都市(政令指定都市、中核市等)の長等が指定することとされている。

(2) 振動発生施設の状況

振動規制法に基づく特定施設及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出施設を有する工場・事業場数は、表 2-3-3 に示すとおりである。

表 2-3-3 振動規制法に基づく特定施設及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく届出施設を有する工場・事業場数

(平成28年3月末)

事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	事項 区名	振動規制法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北	272	46	東淀川	122	19
都 島	115	30	東 成	318	42
福 島	150	28	生 野	388	28
此 花	108	54	旭	105	23
中 央	213	19	城 東	276	21
西	207	17	鶴 見	163	35
港	100	53	阿倍野	84	50
大 正	65	134	住之江	82	169
天王寺	143	27	住 吉	29	8
浪 速	126	33	東住吉	90	11
西淀川	312	93	平 野	340	59
淀 川	322	75	西 成	191	45

(合計) 特定工場・事業場数(法) : 4,321

届出工場・事業場数(条例) : 1,119

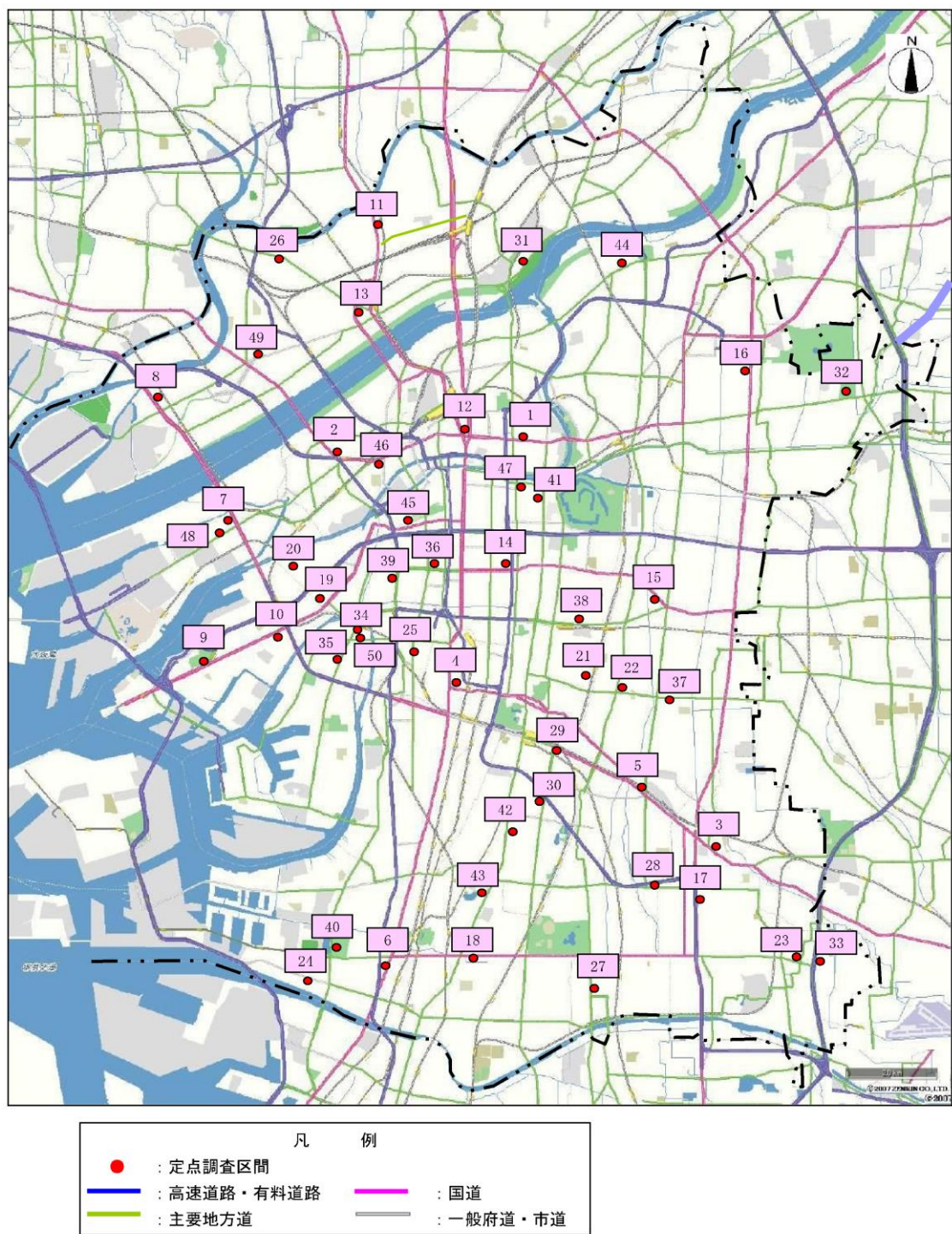
出典：「大阪市環境白書 平成 28 年度版」(大阪市、平成 28 年 11 月)

(3) 振動の現況

1) 既存資料調査

①道路交通振動の状況

大阪市では、市内主要幹線道路沿道において道路交通振動の測定を行っており、平成 27 年度は図 2-3-1 に示す 50 地点で測定を実施している。



出典：大阪市 HP「http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000009/9731/h27_4toukei_1sho.pdf」

図 2-3-1 道路交通振動測定地点図

各測定地点における道路交通振動の測定結果は表 2-3-4 に示すとおりであり、各測定地点での振動レベルは、昼間 25 デシベル未満～50 デシベル、夜間 25 デシベル未満～47 デシベルの範囲にあった。

表 2-3-4 (1) 道路交通振動の測定結果

地点 番号	対象道路	測定地点住所	用途 地域	測定値(L ₁₀)	
				昼間 (デシ ベル)	夜間 (デシ ベル)
1	国道1号	北区東天満2-10-7	商業地域	38	34
2	国道2号	福島区海老江5-3-6	商業地域	35	30
3	国道25号	平野区平野宮町1-9-29	商業地域	46	39
4	国道25号	浪速区敷津東3-8-8	商業地域	40	33
5	国道25号	東住吉区杭全1-16-27	準工業地域	44	47
6	国道26号	住之江区浜口西3-9-5	商業地域	48	41
7	国道43号	此花区春日出北1-19-16(地上部)	準住居地域	47	40
8	国道43号	西淀川区出来島2-2-24	準住居地域	50	40
9	国道172号	港区田中3-1-40	商業地域	41	35
10	国道172号	港区市岡1-5-33	商業地域	46	38
11	国道176号	淀川区新高3-2-6	準工業地域	37	32
12	国道176号	北区曾根崎2-6-6	商業地域	41	40
13	国道176号	淀川区十三本町1-21-11(地上部)	商業地域	40	32
14	国道308号	中央区南船場1-3-11	商業地域	45	40
15	国道308号	東成区大今里西2-8-4	商業地域	42	37
16	国道479号	城東区古市1-20-26	準住居地域	45	37
17	国道479号	平野区流町2-1-24	準住居地域	43	40
18	国道479号	住吉区南住吉2-18-21	商業地域	50	47
19	九条高津第2号線	西区境川1-4-26	商業地域	43	34
20	九条高津第2号線	西区境川2-5-45	準工業地域	44	29
21	恵美須城東線	天王寺区烏ヶ辻2-6-4	商業地域	<25	<25
22	四天王寺巽線	生野区勝山北3-13-30	商業地域	38	30
23	住吉八尾線	平野区長吉出戸5-3-58	商業地域	42	37
24	住之江区第8905号線	住之江区新北島4-2-3	準住居地域	49	38
25	大阪伊丹線	浪速区塩草1-4-31	第2種住居地域	44	34

出典：大阪市 HP「http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000009/9731/h27_4toukei_1sho.pdf」

表 2-3-4 (2) 道路交通振動の測定結果

地点 番号	対象道路	測定地点住所	用途 地域	測定値(L ₁₀)	
				昼間 (デシ ベル)	夜間 (デシ ベル)
26	大阪伊丹線	淀川区加島1-54-41	第1種住居地域	46	37
27	大阪狭山線	東住吉区矢田3-4-27	準住居地域	40	30
28	大阪港八尾線	東住吉区中野4-3-24	準工業地域	48	43
29	大阪高石線	阿倍野区天王寺町南1-3-10	商業地域	45	40
30	大阪高石線	阿倍野区阪南町1-26-30	商業地域	41	38
31	大阪高槻京都線	東淀川区柴島2-8-36	第1種住居地域	39	35
32	大阪生駒線	鶴見区浜1-1-37	第1種住居地域	46	37
33	大阪中央環状線	平野区長吉出戸8-3-3	近隣商業地域	50	40
34	大阪八尾線	大正区三軒家東1-19-13	商業地域	41	37
35	大阪八尾線	大正区三軒家東5-5-16	商業地域	45	35
36	大阪八尾線	西区新町1-28-3	商業地域	34	28
37	大阪八尾線	生野区巽西1-1-3	近隣商業地域	43	34
38	大阪枚岡奈良線	天王寺区小橋町3-13	商業地域	42	37
39	大阪臨海線	西区北堀江4-2-9	商業地域	40	36
40	大阪臨海線	住之江区南加賀屋1-1-77	第1種住居地域	44	32
41	大阪和泉泉南線	中央区谷町1-4-5	商業地域	38	32
42	大阪和泉泉南線	阿倍野区王子町3-2-16	商業地域	39	33
43	大阪和泉泉南線	住吉区万代3-11-6	商業地域	42	38
44	中津太子橋線	旭区赤川4-1-30	近隣商業地域	48	36
45	中之島桜川線	西区靱本町2-1-14	商業地域	47	38
46	中之島桜川線	福島区福島4-5-6	商業地域	45	37
47	天神橋天王寺線	中央区北浜東3-9	商業地域	43	35
48	福島桜島線	此花区春日出北2-1-9	商業地域	49	43
49	淀川北岸線	西淀川区野里3-5-22	準住居地域	52	40
50	浪速鶴町線	大正区三軒家東1-13-10	商業地域	50	38

(注) 地点番号 21 の振動値は、測定下限値である 25 デシベル以下であった。

出典：大阪市 HP 「http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000009/9731/h27_4toukei_1sho.pdf」

②苦情の状況

大阪市における道路交通振動に関する苦情件数の推移は表 2-3-5 に示すとおりであり、平成 27 年度の苦情件数は、道路交通振動についての苦情が 1 件、道路交通騒音・振動についての苦情はなかった。

表 2-3-5 道路交通振動に関する苦情件数の推移

(単位:件)

年度 種別	平成23	24	25	26	27
道路交通振動	4	7	7	2	1
道路交通騒音・振動	2	2	2	1	0

出典：大阪市 HP「http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000009/9731/h27_4toukei_1sho.pdf」

2) 現地調査

①調査概要

大阪港周辺地域における道路交通振動の現況を把握するため、現地調査を行った。

現地調査の概要は表 2-3-6 に、調査地点は図 2-3-2 に示すとおりである。

表 2-3-6 道路交通振動の現地調査の概要

調査項目	道路交通振動レベル、交通量
調査地点	5 地点 (St. 1～5)
調査時期	平日：平成 28 年 3 月 2 日 (水) 12：00～平成 28 年 3 月 3 日 (木) 12：00 休日：平成 28 年 3 月 5 日 (土) 12：00～平成 28 年 3 月 6 日 (日) 12：00
調査方法	JIS Z 8735 に定められた方法による



調査地点	所在地	車線数	路線名
St.1	此花区北港緑地 1 丁目	4	臨港道路港区・南港・北港連絡線
St.2	此花区春日出中 3 丁目	6	市道福島桜島線
St.3	港区築港 2 丁目	5	国道 172 号線
St.4	此花区西島 2 丁目	4	市道正蓮寺川北岸線
St.5	住之江区南港中 6 丁目	8	臨港道路環状西線

図 2-3-2 道路交通振動の現地調査地点

②調査結果

道路交通振動の現地調査結果は表 2-3-7 に示すとおりであり、各調査地点における振動レベルの時間区分別の平均値は、昼間 32～49 デシベル、夜間 26～45 デシベルの範囲にあった。要請限度への適合状況については、平日、休日とも全ての調査地点において要請限度値を下回っていた。

表 2-3-7 道路交通振動の現地調査結果

【平日】

調査地点	用途地域	区域区分 注1)	車線数	時間区分 注2)	振動レベル 80%レンジの上端値 (L ₁₀)(デシベル)	要 請 限度値 (デシベル)	要請 限度 適否 注4)
St.1	準工業地域	第2種	4	昼間	39	70	○
				夜間	32	65	○
St.2	工業地域	第2種	6	昼間	49	70	○
				夜間	45	65	○
St.3	商業地域	第2種	5	昼間	46	70	○
				夜間	38	65	○
St.4	第1種 住居地域	第1種	4	昼間	43	65	○
				夜間	31	60	○
St.5	準工業地域	第2種	8	昼間	42	70	○
				夜間	35	65	○

【休日】

調査地点	用途地域	区域区分 注1)	車線数	時間区分 注2)	振動レベル 80%レンジの上端値 (L ₁₀)(デシベル)	要 請 限度値 (デシベル)	要請 限度 適否 注4)
St.1	準工業地域	第2種	4	昼間	32	70	○
				夜間	27	65	○
St.2	工業地域	第2種	6	昼間	45	70	○
				夜間	40	65	○
St.3	商業地域	第2種	5	昼間	40	70	○
				夜間	33	65	○
St.4	第1種 住居地域	第1種	4	昼間	35	65	○
				夜間	26	60	○
St.5	準工業地域	第2種	8	昼間	35	70	○
				夜間	27	65	○

(注) 1. 「区域区分」は要請限度の区域の区分を示す

2. 昼間：6時～21時 夜間：21時～6時

3. 振動レベルの時間区分平均値は算術平均に示す。

4. 評価の「○」は測定結果が要請限度値以下であったことを、「×」は要請限度値を超過したことを示す。